

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	三山寮
所在地	—
所管部局・課	生活こども部 生活こども課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

売春防止法、群馬県婦人保護施設設置条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 要保護女子の転落の未然防止と更生保護を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ること、自立を支援することを目的に設置している。
(2) 設置当初の状況 昭和31年に制定された売春防止法に基づく要保護女子の転落防止及び更生保護を目的に昭和33年4月に設置した。
(3) 施設を取り巻く現状 売春防止法に基づく要保護女子の更生を目的に設置されたが、近年、社会情勢の動向や女性を取り巻く環境等の変化により、入寮者の入寮理由も様変わりしている。平成13年に配偶者暴力防止法が制定され、暴力被害者女性や様々な問題(経済的・精神的)を抱える女性に対しても、就労指導、住宅確保、各種情報提供など関係機関と連携しながら、早期の自立を目指し支援を行っている。

3 施設の概要

設置年月日	昭和33年4月1日
敷地面積(所有者)	—
主な施設(床面積、階数等)	鉄筋コンクリート造2階建
建設費	—
備考	

◇入園料・利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	
—	—	

4 施設における実施事業

売春防止法に基づき要保護女子の転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者暴力防止法に基づき暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として、一時保護所での生活の後、自立可能となるまでの間、三山寮において保護業務を実施している。入寮後は継続して生活指導を行うほか、就労指導、住宅の確保、情報の提供、関係機関との連絡調整等の自立支援業務を実施している。
--

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	2,558	1,910	1,675	1,519	2,232	1,780	1,451
国庫支出金	2,558	1,910	1,675	1,519	2,232	1,780	1,451
歳 出(②)	4,000	3,228	2,589	3,038	3,509	1,603	2,567
委託費	2,855	2,298	1,847	2,134	2,276	609	120
事業費	1,394	930	742	904	1,233	994	2,447
歳入・歳出の差額(①－②)	-1,442	-1,318	-914	-1,519	-1,277	177	-1,116
歳入・歳出の主な増減理由							

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	6	6	6	6	6	6	6
非常勤職員	11	11	11	11	19	21	21
合 計	17	17	17	17	25	27	27

7 施設利用の状況

(1) 年度別の利用者数

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間利用者総数(人)	1,578	741	431	466	672	493	1,107
有料利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
無料利用者数(人)	1,578	741	431	466	672	493	1,107
目標利用者数(人)※2	—	—	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)※3	—	—	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—						
利用者の主な増減理由	入寮者毎の支援に係る困難さにより、入寮期間が異なるため。						

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	売春防止法に基づく要保護女子の転落の未然防止と更生保護を図ること及び、配偶者暴力防止法に基づく暴力被害女性の保護を図ることなどを目的として設置されている。なお、令和6年4月からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性自立支援施設となり、一時保護期間を経ても自立することが難しい対象者が入寮している。また、同伴児を伴う場合は入寮期間が長期化する傾向にある。 支援を必要とする方の自立支援に向け、なくてはならない施設である。
指定管理者制度	規模が小さく利用料は無料の施設であるため、制度導入に伴うコストを上回る効果も期待できないこと、類似のサービスを提供できる団体・事業者はいないことから県の直営が望ましい。
業務等の見直し	DVと児童虐待は同時に発生していることが多く、同伴児も心理的な被害を受けているため、DV被害者のみならず同伴児に対しても様々な面からの支援が必要であり、特に心理士が入所者の状況に応じた心理ケアに取り組んでいる。また、退所前には市町村等関係機関と状況を共有し、地域生活が定着するよう支援している。
施設運営に当たっての課題	・一時保護所併設であるため、外出や通勤・通学の制限を設けなければならない、入寮者の自立の阻害要因ともなっている。 ・中長期的な支援を必要とする女性に対しては、退寮後も当寮職員がアフターケアを行うのが望ましいが、人員不足により十分に対応できない。